無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年八月五日

一、墳墓等所在地　山口市大殿大路一一九
一、墳墓等の名称　龍福寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　山口市大殿大路一一九　宗教法人龍福寺　代表役員　林　達哉

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十七年八月五日

左記代理人　北海道家畜商業協同組合連合会
会長　松山　幸雄

一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字上士幌東一線二四〇番地、後藤　秀隆
一、住所、氏名　北海道河東郡鹿追町鹿追南二線五番地四六、西垣　友晴
一、住所、氏名　北海道河東郡鹿追町鹿追北五線一番地一、小林　淳一
一、住所、氏名　北海道河西郡芽室町東二条南六丁目二番地一〇、五十嵐正吾
一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字上更別一二五番地の二二六、齊藤民次郎
一、住所、氏名　北海道河西郡更別村字更別南一線一〇〇番地七九、原　進
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字近牛一三〇番地の三、佐藤　征勇
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字東台六三一番地、清水　輝利
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町美里別四六一番地二、横山　伴英
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町大誉地一〇番地の一、早坂　祐
一、住所、氏名　北海道帯広市西六条南三四丁目五四番地、保前　修
一、住所、氏名　北海道帯広市西一七条北一丁目四三番五―二〇一号、田村　孝彦
一、住所、氏名　北海道網走市字藻琴二一一番地の五七、宮本　信一
一、住所、氏名　北海道中川郡美深町字川西一六番地一七、本平　征行

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円也

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業
㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六四〇六号
㈢　商号　株式会社キャッスルネット（Tabi. Now. Com）
㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社キャッスルネット　東京都中央区日本橋茅場町一―一一―八　紅萌ビル七階　代表取締役　吉田　優子
㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区日本橋茅場町一―一一―八　紅萌ビル七階　代表取締役　吉田　優子
㈥　旅行業の登録年月日　平成二十一年五月十三日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十七年七月十七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十七年八月五日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月五日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一四番一五号
カゴメ株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
佐藤　雅訓

せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称　電源開発株式会社
代表者　取締役社長　北村　雅良
所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号
二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　せたな大里風力発電事業（仮称）
種類　風力（陸上）
規模　出力五万キロワット（風力発電機の基数十六基）
三、対象事業が実施されるべき区域
北海道久遠郡せたな町大里地区周辺
四、関係地域の範囲
北海道久遠郡せたな町
五、評価書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
せたな町役場本庁舎　産業振興課（北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島六三番地一）
せたな町役場瀬棚総合支所　産業建設課（北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町七一九番地）
せたな町役場大成総合支所　産業建設課（北海道久遠郡せたな町大成区都四二七番地）
縦覧期間
平成二十七年八月五日（水）から
平成二十七年九月四日（金）まで
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
縦覧時間
午前九時から午後五時まで
評価書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十七年八月五日（水）から九月四日（金）までご覧いただけます。
六、お問い合わせ先
電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室
電話　〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十七年八月五日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
取締役社長　北村　雅良

第１期決算公告

平成27年5月26日

埼玉県羽生市東五丁目４番71号
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング
代表取締役社長　戸塚　禎雄

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	319,206
	合計	319,206
負純資産の債及び部	流動負債	288,718
	（うち賞与引当金）	(12,383)
	株主資本	30,488
	資本金	30,000
	利益剰余金	488
	その他利益剰余金	488
	（うち当期純利益）	(488)
	合計	319,206